河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

福井県知事

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第２２第１項の規定に基づき、都市および地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を次のとおり指定する。

１ 都市・地域再生等利用区域

（１） 指定範囲

九頭竜川水系一級河川九頭竜川の河川区域内で別図に示す区域

（２） 指定年月日

令和８年１１月４日

２ 都市・地域再生等占用方針

（１）占用の許可を受けることができる施設

・その他都市および地域の再生等のために利用する施設

（２）許可方針

・河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
・他の者の河川利用を著しく妨げることのないようにすること。
・占用の許可を受けることができる施設およびその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民および河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合については、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
・施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
・施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理および良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
・施設利用料の徴収および活用状況を、河川管理者に、年１回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

３ 都市・地域再生等占用主体

永平寺町（準則第２２第４項第１号）